

# 仙台市広域集客型産業立地促進助成金交付要綱

平成 20 年 9 月 29 日

経 済 局 長 決 裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、仙台市商工業振興条例（昭和 62 年仙台市条例第 7 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定に基づく工場，研究施設等の設置に係る助成金の交付に関し、仙台市商工業振興条例施行規則（昭和 62 年仙台市規則第 33 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか，必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 営利を目的として事業を行う者をいう。
- (2) 事業所 事業者がその事業の用に直接供する施設をいう。
- (3) 施設等 事業の用に直接供する土地，建物及び生産設備をいう。
- (4) 設置 事業所を新設，増設又は市内移転することをいう。
- (5) 新設 市内に事業所を有しない者が，市内に新たに事業所を開設することをいう。
- (6) 増設 市内に事業所を有する者が，既存の事業所を閉鎖若しくは縮小をすることなく新たに事業所を開設すること又は事業規模を拡大する目的で既存の事業所について設備更新以外の拡張を行うことをいう。
- (7) 市内移転 市内に事業所を有する者が，既存の事業所を廃止又は縮小し新たに事業所を市内に開設することをいう。
- (8) 設備更新 市内に事業所を有する者が，既存の事業所について土地又は建物の拡張を伴わずに事業の用に直接供する設備を更新又は追加することをいう。
- (9) 投下固定資産相当額 事業所の設置に伴い新たに取得又は賃借した施設等について，別表第 1 の上欄に掲げる施設等の区分に応じ，それぞれ同表の中欄に掲げる投下固定資産相当額の算式によって算定した額をいう。
- (10) 固定資産税等相当額 事業所の設置に伴い新たに取得又は賃借した施設等について，別表第 1 の上欄に掲げる施設等の区分に応じ，それぞれ同表の下欄に掲げる固定資産税等相当額の算式によって算定した額をいう。ただし，地方税法（昭和 25 年法律 100 号）第 702 条の 8 第 7 項若しくは附則第 55 条又は仙台市市税条例（昭和 40 年仙台市条例第 1 号）第 11 条の規定により固定資産税又は都市計画税が減免されたときは，取得した施設等に係る固定資産税等相当額とは，減免後の固定資産税額と都市計画税額との合算額とする。
- (11) 重点加算地域 別表第 2 に掲げる地域をいう。
- (12) 新規雇用者 事業所の設置に伴い，新たに雇用された者で次に掲げる要件を満たす者をいう。
  - ア 本市内に住所を有している者
  - イ 社会保険の被保険者
  - ウ 1 年以上継続して雇用される予定の者
- (13) 新規異動者 既に雇用されている者のうち，事業所の設置に伴い新たに当該事業所に本市外の

事業所から異動した者で、前項に掲げる要件を満たす者をいう。

- (14) 派遣労働者 事業所の設置に伴い、新たに当該事業所に勤務することとなった者で、次に掲げる者をいう。
- ア 労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 3 号に規定する労働者派遣事業を行う事業主に雇用された者
  - イ 当該事業所を設置した事業者と業務請負契約を締結した事業主に雇用された者
- (15) 正社員 事業者と期間の定めのない雇用契約を締結している新規雇用者又は新規異動者をいう。
- (16) 委員会 仙台市広域集客型産業立地促進助成金交付事業選定委員会設置要綱（平成 20 年 9 月 30 日市長決裁）に規定する広域集客型産業立地促進助成金交付事業選定委員会をいう。
- (17) 広域集客型産業 日本標準産業分類表に掲げる大分類 N－生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類 802－興行場、興行団、小分類 805－公園、遊園地、大分類 O－教育、学習支援業のうち、細分類 8213－博物館、美術館、細分類 8214－動物園、植物園、水族館に属する事業所。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に基づき、新設事業所等の開設に当たり営業の許可又は届出を必要とする事業若しくは宗教活動又は政治活動を目的とする事業を行う事業所を除く。
- (18) 事業に着手する日 事業所の設置に伴い、建物を新規に取得する場合にあつては建物の工事着工予定日、建物を賃借する場合にあつては建物の賃貸借契約締結日をいう。ただし、中古の建物を取得する場合は売買契約締結日をいう。又は、設備更新に伴い、生産設備を取得する場合にあつては生産設備の取得日、生産設備を賃借する場合にあつては生産設備の賃貸借契約締結日をいう。

#### （交付対象事業）

第 3 条 この要綱による助成金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 広域集客型産業に該当する事業所であること。
  - (2) 事業所を設置する場合であること。ただし、事業所を増設し、又は市内移転する場合は、重点加算地域のうち、あすと長町に限る。
  - (3) 事業所を新設又は増設する場合は、新たに取得又は賃借した施設等について、その投下固定資産相当額が 1 億円以上であること。
  - (4) 事業所を市内移転する場合は、新たに開設した事業所について取得又は賃借した施設等の初年度における投下固定資産相当額の合計額から、廃止又は縮小した既存の事業所の投下固定資産相当額の合計額を控除した額が 3 千万円以上で、かつ、市内移転に伴って新たに雇用された者又は新たに派遣された派遣労働者の合計人数が 5 人以上であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、助成を受けることができないものとする。ただし、本市の産業振興施策上特に必要があると認められる場合は、この限りでない。
- (1) 本市又は本市が資本金を出資する団体から事業所の設置又は設備更新に対する補助金又は賃借料の減免等の措置を受けているもの
  - (2) 重点加算地域のうち、あすと長町の中で市内移転を行うもの
  - (3) 新たに取得し、又は賃借した施設等で次に掲げるもの
    - ア 主に物品販売を営むことを目的とする施設等

- イ 敷地内の共用駐車場
- ウ 事業目的以外の目的に使用されている施設等
- エ その他市長が不相当と判断する施設等

(交付対象者)

第4条 この要綱による助成を受けることができる者は、前条に規定する交付対象事業に係る事業所において事実上事業を行っている者とする。ただし、暴力団等と関係を有している者は、この要綱に基づく助成を受けることができないものとする。

(助成金の額)

第5条 交付対象事業のうち、事業所を新設する場合は、新たに取得又は賃借した施設等の各年度における固定資産税等相当額の合計額、事業所を増設する場合は、新たに取得又は賃借した施設等の各年度における固定資産税等相当額の合計額に100分の90を乗じた額を上限とし、当該事業所の操業開始後最初の3箇年分（東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第37条第1項、第38条第1項、第39条第1項又は第40条第1項の規定が適用される場合にあっては、5箇年分。第3項において同じ。）を対象として交付する。

2 交付対象事業のうち、事業所を新設する場合でかつ重点加算地域に該当する場合は前項の交付の対象となる年数に2箇年分を加算する。ただし、前項括弧書きの規定を受ける場合にあっては、この限りではない。

3 交付対象事業のうち、事業所を市内移転する場合は、新たに開設した事業所について取得又は賃借した施設等の各年度における固定資産税等相当額の合計額から、廃止又は縮小した既存の事業所の固定資産税等相当額の合計額を控除した額に100分の90を乗じた額を上限とし、当該事業所の操業開始後最初の3箇年分を対象として交付する。

4 前3項の規定にかかわらず、仙台市市税条例（昭和40年仙台市条例第1号）附則第26項の規定が適用されるときは、操業開始後最初の3箇年分に代えて同項の規定に基づく固定資産税及び都市計画税の免除措置終了後最初の5箇年分を対象として交付することができる。

5 交付対象事業について、当該事業所における正社員の合計人数が5人以上である場合は、その合計人数に60万円を乗じた額を、操業開始から最後の助成金の交付までの間に1回限り交付する。

6 助成金の算定において1万円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額をもって助成金の額とする。

(追加事業の取扱)

第6条 交付対象事業のうち、事業所を設置する場合、操業開始から最後の助成金の交付の申請までの間に、助成金の交付の指定の申請の時に計画した事業とは別に、追加で施設等を取得又は賃借した場合は、これを助成金の算定の基礎に含めて助成金の額を算定するものとする。

(助成金の交付の指定の申請に係る事前協議)

第7条 条例第5条第1項及び規則第3条の規定に基づき助成金の交付の指定を受けようとする者は、会社外に向けた当該事業所の設置に係る一切の意思表示に先立ち、市長と協議するよう努めなければならない。

2 前項の協議については、文書により行うこととする。

(助成金の交付の指定の申請)

第8条 条例第5条第1項、規則第3条及び前条の規定による助成金の交付の指定を受けようとする者は、助成金交付指定申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 助成金交付指定申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(様式第2号)
- (3) 申請者に係る商業登記簿の謄本又は履歴事項全部証明書
- (4) 会社概要書
- (5) 直近3箇年分の決算報告書
- (6) 施設等を賃借する場合にあつては、賃貸借契約書の写し又はこれに準ずるもの
- (7) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認を要する場合にあつては、同法第6条第1項に規定する確認の申請書(建築計画概要書及び設計図書を含む。)、同法同条同項に規定する確認済証及び同法第7条第5項に規定する検査済証の写し
- (8) 第5条第1項括弧書きの規定を受ける場合にあつては、東日本大震災復興特別区域法施行規則(平成23年12月22日内閣府令第69号)第10条第2項、同規則第13条第2項、同規則第16条第2項又は同規則第19条第2項に係る指定書の写し
- (9) 委員会の審査のために必要な書類で市長が定めるもの
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 前項第1号から第5号に掲げる書類の提出期限は、原則として事業に着手する日の30日前までとする。ただし、新たに取得した当該事業の用に供する建物が中古資産である場合は、操業開始の日の30日前までとする。また、前項第6号から第9号に掲げる書類は遅滞なくこれを提出しなければならない。

(助成金の交付の指定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、条例第5条第2項の規定のとおりこれを審査し、適当と認めるときは、申請者に対し助成金交付指定通知書(様式第3号)により助成金の交付の指定を行うものとする。この場合において、市長は必要があると認めるときは条件を付することができる。

(交付対象事業の操業開始の届出)

第10条 助成金の交付の指定を受けた者は、交付対象事業について、操業を開始したときは、遅滞なく操業開始届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(交付対象事業の変更の届出)

第11条 助成金の交付の指定を受けた者は、交付対象事業について、次の各号に掲げる場合は、交付対象事業変更届(様式第5号)に必要な書類を添えて、遅滞なく市長に提出しなければならない。この場合において、市長は必要に応じ委員会の意見を聴取することができる。

- (1) 交付対象事業の内容を著しく変更したとき
  - (2) 第8条第1項の規定に基づき提出した助成金交付指定申請書の申請者欄に変更を生じた場合
  - (3) その他市長が必要と認める場合
- 2 規則第5条第1号に規定する「交付対象事業の内容を著しく変更したとき」とは、助成金の交付の指定の申請の時に計画していた施設等の主要な構造・仕様・利用形態等に変更が生じた場合等をいう。

(交付対象事業の休止又は廃止の届出)

第12条 助成金の交付の指定を受けた者は、交付対象事業を休止し又は廃止した場合は、遅滞なく交付対象事業（休止・廃止）届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付の指定の承継の申請)

第13条 規則第4条の規定に基づき助成金の交付の指定の承継を受けようとする者は、交付対象事業について、助成金交付指定承継申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付の指定の承継の承認)

第14条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、相当と認めるときは、申請者に対し助成金交付指定承継承認書（様式第8号）により助成金の交付の指定の承継の承認を行うものとする。

(助成金の交付の指定の取り消し等)

第15条 市長は、助成金の交付の指定を受けた者が条例第6条各号に該当すると認められる場合又は次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、委員会の報告を勘案しつつ、助成金交付指定取消し等通知書（様式第9号）により、その指定を取り消し、助成金の交付を停止し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 助成対象期間の最後の交付決定の通知を受けた日から5年以内に、交付決定の対象となった事業所の事業を休止、廃止、縮小又は委員会が審議を行った事項に著しい変更があったとき
- (2) 交付決定の対象となった事業所をその事業以外の用途に供したとき
- (3) 市税、使用料その他公課を滞納したとき
- (4) 事業所の操業に際し、重大な法令違反等があったことが明らかになったとき
- (5) 操業継続報告書の提出を怠ったとき
- (6) 第5条第1項から第3項までの規定に基づき算定される助成金の交付の指定を受けた者が平成30年12月31日までに第10条の規定による提出をしないとき
- (7) その他市長が助成措置を講ずること又は講じたことが不相当であると認めたとき

(助成金の交付の申請)

第16条 条例第5条第3項及び規則第6条の規定に基づき助成金の交付を受けようとする者は、交付対象事業について、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 助成金交付申請書（様式第10号）
- (2) 事業報告書（様式第11号）
- (3) 最新の決算報告書

- (4) 最新の会社概要書
  - (5) 施設等を取得した場合にあっては、取得した施設等に係る固定資産税・都市計画税納税通知書の写し
  - (6) 施設等を取得した場合にあっては、取得した施設等に係る固定資産課税台帳登録証明書及び当該固定資産課税台帳の写し
  - (7) 法人市民税、固定資産税、都市計画税及び事業所税にかかる納税証明書並びに市税の滞納がないことの証明書
  - (8) 施設等を賃借した場合にあっては、賃借した施設等に係る請求書の写し又はこれに準ずるもの
  - (9) 施設等を賃借した場合にあっては、賃借した施設等に係る領収書の写し又はこれに準ずるもの
  - (10) 正社員に係る労働者名簿の写し
  - (11) 正社員に係る雇用契約書の写し
  - (12) 正社員が社会保険の被保険者であることを証明するもの又はその写し
  - (13) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項第1号から第6号に掲げる書類の提出期限は、原則として第5条の規定に基づく助成対象期間の各年の8月末日までとする。また、前項第7号から第13号に掲げる書類は遅滞なくこれを提出しなければならない。

(助成金の交付の決定)

- 第17条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、当該申請額を上限として翌年度の歳出予算として計上することができる。
- 2 前項の歳出予算が議会により議決された場合、当該予算の範囲内で申請者に対し助成金交付決定通知書(様式第12号)により助成金の交付の決定を行うことができる。
- 3 助成金の交付を受けようとする者は、交付対象事業について、前項の助成金の交付の決定を受けたときは、請求書(様式第13号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(操業継続報告書の提出)

- 第18条 助成金の交付を受けた者は、交付対象事業について、助成対象期間の最後の助成金の交付決定の通知を受けた日から5年を経過するまでの間、操業継続報告書(様式第14号)に必要な書類を添えて、毎年8月末日までに市長に提出しなければならない。

(事業経過報告書の提出)

- 第19条 第5条第4項の規定を適用する場合は、仙台市市税条例(昭和40年仙台市条例第1号)附則第26項に基づく固定資産税及び都市計画税の免除措置を受ける間、事業経過報告書(様式第15号)に必要な書類を添えて、毎年8月末日までに市長に提出しなければならない。

(実施細目)

- 第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、経済局長が別に定める。

(平成24年3月30日改正)(平成24年6月29日改正)(平成24年7月31日改正)(平成24年8月30日改正)

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成 20 年 10 月 1 日から実施する。  
(この要綱の廃止)
- 2 この要綱は、平成 24 年 10 月 15 日までに廃止するものとする。

(平成 24 年 10 月 15 日改正)

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 10 月 16 日から実施する。  
(この要綱の廃止)
- 2 この要綱は平成 28 年 3 月 31 日までに廃止するものとする。  
(経過措置)
- 3 現に改正前の仙台市広域集客型産業立地促進助成金交付要綱 9 条の規定によりなされた助成金の交付の指定については、なお従前の例による。

(平成 25 年 3 月 29 日改正)

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

(平成 25 年 4 月 12 日改正)

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 12 日から実施する。

別表第 1 (第 2 条関係)

施設等の区分	投下固定資産相当額の算式	固定資産税等相当額の算式
1 取得した土地	固定資産課税台帳に登録された当該固定資産の評価額とする。	固定資産課税台帳に登録された当該固定資産の課税標準額に 1,000 分の 17(都市計画税が課税されない地域にあつては 1,000 分の 14)を乗じた額とする。
2 取得した建物	固定資産課税台帳に登録された当該固定資産の評価額とする。	固定資産課税台帳に登録された当該固定資産の課税標準額に 1,000 分の 17(都市計画税が課税されない地域にあつては 1,000 分の 14)を乗じた額とする。
3 取得した生産設備	固定資産課税台帳に登録された当該固定資産の評価額とする。	固定資産課税台帳に登録された当該固定資産の課税標準額に 1,000 分の 14

		を乗じた額とする。
4 賃借した土地	月額賃借料に 100 を乗じた額とする。 ただし、算定における月額賃借料は 1 平方メートルあたり 500 円を限度とする。	当該資産に係る投下固定資産相当額に 1,000 分の 17(都市計画税が課税されない地域にあつては 1,000 分の 14) を乗じた額とする。
5 賃借した建物	月額賃借料に 70 を乗じた額とする。 ただし、算定における月額賃借料は 1 平方メートルあたり 5,000 円を限度とする。	当該資産に係る投下固定資産相当額に 1,000 分の 17(都市計画税が課税されない地域にあつては 1,000 分の 14) を乗じた額とする。
6 賃借した生産設備	月額賃借料に 18 を乗じた額とする。 ただし、算定における月額賃借料は物件価格の 100 分の 3 を限度とする。	当該資産に係る投下固定資産相当額に 1,000 分の 14 を乗じた額とする。

別表第 2 (第 2 条関係)

区分	該当地域
1 中心市街地	杜の都 仙台市中心市街地活性化基本計画に定められた中心市街地活性化基本計画対象区域
2 泉中央	泉中央地区計画に掲げる該当地区
3 仙台港背後地	仙台港背後地地区計画に掲げる該当地区
4 あすと長町	あすと長町西部地区計画、あすと長町南部地区計画、あすと長町北部地区計画及びあすと長町中央地区計画に掲げる該当地区